

水第2875号
令和7年1月17日

神奈川県内水面漁場管理委員会会長 井貫晴介 様

神奈川県知事 黒岩祐治



内共第1号2号第5種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）

このことについて、別添写しのとおり、相模川漁業協同組合連合会代表理事会長から遊漁規則変更認可申請書の提出がありましたので、漁業法第170条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



内共第 1 号・2 号(相模川漁業協同組合連合会)
第 5 種共同漁業権遊漁規則の変更について

1. 変更の内容および理由

(1) 遊漁料の額の変更

【内容】遊漁料の額を以下の通り変更する。

単位：円

券 種			新	旧	差額
やまめ、いわな、にじます	日釣	一般売り	2,000	1,500	+500
		現場売り	3,500	2,500	+1,000
	年釣		7,000	5,000	+2,000
あゆ、うぐい、おいかわ、 ふな、こい、うなぎ、手長えび	日釣	一般売り	2,000	1,500	+500
		現場売り	3,500	2,500	+1,000
	年釣		13,000	12,000	+1,000
	日網	一般売り	5,000	5,000	0
		現場売り	8,000	8,000	0
	年網		30,000	30,000	0
うぐい、おいかわ、ふな、 こい、うなぎ、手長えび	日釣	一般売り	800	800	0
		現場売り	1,400	1,400	0

【理由】種苗代や電気代等の高騰により増殖に必要な経費が増加しており、遊漁料・賦課金収入との採算が取れないことから遊漁料を見直す。

(2) 漁場基点の表現の見直し

【内容】漁場の境界を示す区域の表現に用いられる取水せきの名称について、「東京電力」を「旧東京電力」へと変更する。

【理由】堰堤の管理者が変更になったことから表現を見直す。

2. 遊漁規則の内容の妥当性

漁業法では、申請のあった遊漁規則が以下の各号に該当する場合、都道府県知事は認可しなければならないこととされています。

(1) 遊漁を不当に制限するものでないこと。

→今回の変更点は、遊漁料の額の変更を除き、軽易な字句修正のみであることから、遊漁を不当に制限するものではないと判断いたします。

(2) 遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること。

→別紙の令和 7 年度以降の遊漁料算定のとおり、いずれも妥当な遊漁料の額であると判断いたします。

内共第1号、第2号 遊漁規則新旧対照表

相模川漁業協同組合連合会

新	旧
第1条～3条 (略) (遊漁期間) 第4条 次表ア欄に掲げる魚種を対象とする漁法は、それぞれイ欄の期間内でなければならない。 (内共第1号) 次表省略 基点G: 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の<u>旧</u>東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端 基点H: 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の<u>旧</u>東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端 基点K 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番160地先の<u>旧</u>東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端 基点L: 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番160地先の<u>旧</u>東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端 (以下略) (別記) 1 相模原市緑区鳥屋地先広川えん提天端下流端から同区鳥屋地先<u>旧</u>東京電力株式会社発電取水えん提天端上流端の上流100メートルの地点までの早戸川の区域 (以下略) 第5条、6条 (略)	第1条～3条 (略) (遊漁期間) 第4条 次表ア欄に掲げる魚種を対象とする漁法は、それぞれイ欄の期間内でなければならない。 (内共第1号) 次表省略 基点G: 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端 基点H: 愛甲郡清川村宮ヶ瀬字金沢1,696番2地先の東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端 基点K 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番160地先の東京電力株式会社取水せき天端右岸上流端 基点L: 相模原市緑区鳥屋字奥野3,627番160地先の東京電力株式会社取水せき天端左岸上流端 (以下略) (別記) 1 相模原市緑区鳥屋地先広川えん提天端下流端から同区鳥屋地先東京電力株式会社発電取水えん提天端上流端の上流100メートルの地点までの早戸川の区域。 (以下略) 第5条、6条 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で連合会の指定する遊漁承認証委託販売所及びオンラインシステムにおいて納付するとき（一般売り）又は遊漁する場所において監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表の通りとする。

但し、投網（年券のみ）及び身体障害者（身体障害者福祉法第16条に基づく手帳を提示した者）の納付は、連合会の指定するオンラインシステム及び相模川漁業協同組合連合会（愛甲郡愛川町半原914-3番地）において行うものとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
やまめ、いわなにじます	竿釣	1年	7,000円
		1日 一般売り	2,000円
		1日 現場売り	3,500円
あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび、	竿釣	1年	13,000円
		1日 一般売り	2,000円
		1日 現場売り	3,500円
あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび	投網	1年	30,000円
		1日 一般売り	5,000円
		1日 現場売り	8,000円
うぐい、おいかわふな、こい、うなぎ、手長えび	竿釣、もじり	1日 一般売り	800円
		1日 現場売り	1,400円

2 (略)

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条に掲げる漁具、漁法によって遊漁する場合で連合会の指定する遊漁承認証委託販売所及びオンラインシステムにおいて納付するとき（一般売り）又は遊漁する場所において監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表の通りとする。

但し、投網（年券のみ）及び身体障害者（身体障害者福祉法第16条に基づく手帳を提示した者）の納付は、連合会の指定するオンラインシステム及び相模川漁業協同組合連合会（愛甲郡愛川町半原914-3番地）において行うものとする。

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
やまめ、いわなにじます	竿釣	1年	5,000円
		1日 一般売り	1,500円
		1日 現場売り	2,500円
あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび、	竿釣	1年	12,000円
		1日 一般売り	1,500円
		1日 現場売り	2,500円
あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ、手長えび	投網	1年	30,000円
		1日 一般売り	5,000円
		1日 現場売り	8,000円
うぐい、おいかわふな、こい、うなぎ、手長えび	竿釣、もじり	1日 一般売り	800円
		1日 現場売り	1,400円

2 (略)

第8条～11条（略）

附則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。
2. この規則は令和7年 月 日から施行する。

第8条～11条（略）

附則

1. この規則は令和5年9月1日から施行する。